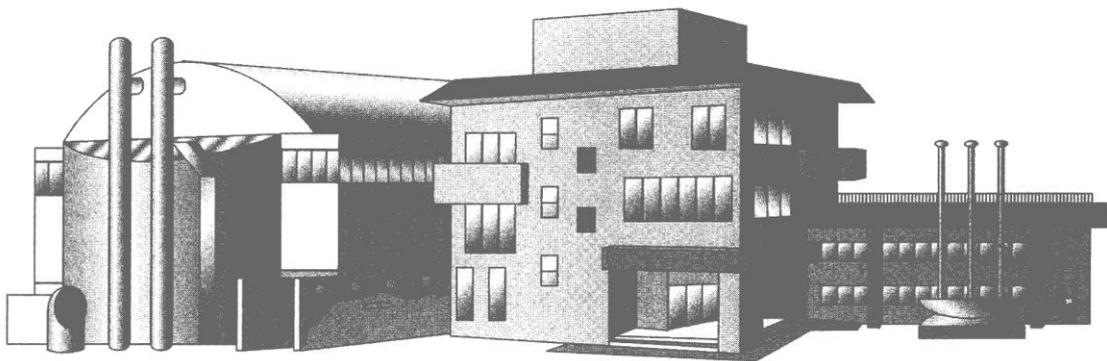


令和7年度

第1回久留米市野中生涯学習センター
運営委員会



日 時 令和7年7月29日（火曜日）10時30分～

場 所 久留米市野中生涯学習センター 講習室

次 第

1. 開会
2. 委員紹介及び辞令交付
3. 事務局紹介
4. 委員長及び副委員長の選任
5. 議事
 - (1) 令和7年度事業計画について
6. 報告
 - (1) 令和7年度事業実施状況について
 - (2) 令和6年度利用者数と稼働率について
 - (3) 多目的ホール特定天井改修工事に伴う多目的棟の貸出停止について
7. その他

目 次

野中生涯学習センター運営委員会委員名簿	1
令和7年度事業計画について	2
令和7年度事業実施状況の報告について	5
令和6年度利用者数と稼働率の報告について	6
多目的ホール特定天井改修工事等に伴う多目的棟の貸出停止について	7
(参考) 久留米市野中生涯学習センターについて	8
(参考) 久留米市生涯学習センター運営委員会規則	9

野中生涯学習センター運営委員会委員名簿

区 分	氏 名	所 属
(1)センターの利用者	かわしま てつお 川島 哲夫	野中生涯学習センター登録団体 ジュピター(卓球)
	いのうえ のりこ 井上 範子	野中生涯学習センター登録団体 女声合唱団コール・タンポポ
	しもだ あさこ 下田 麻子	野中生涯学習センター登録団体 久留米かるた会
(2)社会教育の関係者	ぎょうとく じゅんこ 行徳 淳子	久留米市子ども会連合会
	いなます ひさゆき 稲益 久之	(公財)久留米市スポーツ協会
(3)学校教育の関係者	たなか まきのぶ 田中 雅信	久留米市中学校長会
(4)学識経験者	さかい たいちろう 堺 太一郎	久留米市議会議員
	ふじむら 藤村 やよい	元久留米信愛短期大学教授
(5)その他教育委員会 が必要と認める者	はら えいじ 原 英治	久留米市子ども未来部青少年育成課

(任期:令和7年7月1日から令和9年6月 30 日まで)

久留米市野中生涯学習センター 令和7年度事業計画

1 基本方針

久留米市野中生涯学習センター（以下「センター」という。）は、市民一人ひとりが生きがいを持ち、自主的かつ自発的に学習活動に取り組んでいけるよう、学習の場・機会・情報を提供し、生涯学習の振興及び普及を図ることを目的とします。

そのため、生涯のあらゆる時期に、あらゆる場所において学ぶことを目指す生涯学習の理念を踏まえ、センターの指定管理者である公益財団法人久留米文化振興会（以下「指定管理者」という。）と連携・協力しながら、多様化・高度化する市民の学習ニーズや社会的課題への的確な対応と良質なサービス提供に努めます。

■ 主な取組み

- (1) 子どもから高齢者まで、それぞれの学習ニーズとセンターに求められる役割を踏まえ、学習機会の提供として効果的な事業を実施します。
- (2) 利用団体の学習活動を推進するため、学習成果の発表や団体間の交流事業、利用団体との共催事業を実施します。
- (3) 生涯学習の推進に向けた、学習情報の適切な情報提供に努めます
- (4) 指定管理者への適切なモニタリングにより、事業の質的充実及び利用者満足度の向上を図ります。
- (5) 施設の適切な維持管理に努め、快適な利用環境の整備と施設の長期利用を図ります。

2 事業計画

基本方針の（１）及び（２）に基づき、次の事業を具体的に実施します。

1 学習機会を提供する事業

（１）高齢者事業

事業名	定員	開催日	回数	時間	受講料
転倒予防 ストレッチング教室	1回につき 15名	12/7(日)	2	10:00～11:30 13:30～15:00	無料
フットケア教室	20名	2/15(日)	1	13:30～15:30	無料

（２）成人事業

事業名	定員	開催日	回数	時間	受講料
防災講座 久留米の水縄活断層	50名	6/22(日)	1	13:30～15:00	無料
気象講座	50名	3/1(日)	1	13:30～15:00	無料

（３）家庭教育事業

事業名	定員	開催日	回数	時間	受講料
親子で陶芸教室	1回につき 12組24名	7/27(日)	2	10:00～11:30 13:30～15:00	1,200円
簡単スイーツ教室	1回につき 15組30名	1/25(日)	2	10:00～11:30 13:30～15:00	1,500円

(4) 青少年体験事業

事業名	定員	開催日	回数	時間	受講料
地球にやさしい ソーラーハウスを つくろう	15組 30名	8/9(土)	1	14:30~16:30	1,500円
古代のアクセサリー 親子で勾玉をつくろう	1回につき 15組30名	8/24(日)	2	10:00~11:30 13:30~15:00	500円

(5) 指定管理者自主事業

事業名	定員	開催日	回数	時間	受講料
親子でバラ教室 (石橋文化センター 連携事業)					調整中

2 利用団体との共催事業

事業名	定員	開催日	回数	時間	受講料
楽しく踊ろう HIP HOP ダンス	1回につき 15名	9/21(日)	2	10:00~11:30 13:30~15:00	無料

3 学習成果の発表及び団体間の交流を図る事業

事業名	開催日	場所
みんなであート展	9/30(火)~10/ 5(日) 10/ 7(火)~10/12(日)	石橋文化会館市民ギャラリー みゅ〜ず
野中生涯学習センター フェスタ 2025	11/24 (月・祝) 10:00~16:00	石橋文化ホール

令和7年6月30日現在

久留米市野中生涯学習センター
令和7年度 事業実施状況報告

1 学習機会を提供する事業

(1) 成人事業

事業名	定員	開催日	回数	時間	受講料	申込者数	受講者数
防災講座 久留米の水縄活断層	50名	6/22 (日)	1	13:30~15:00	無料	74名	64名

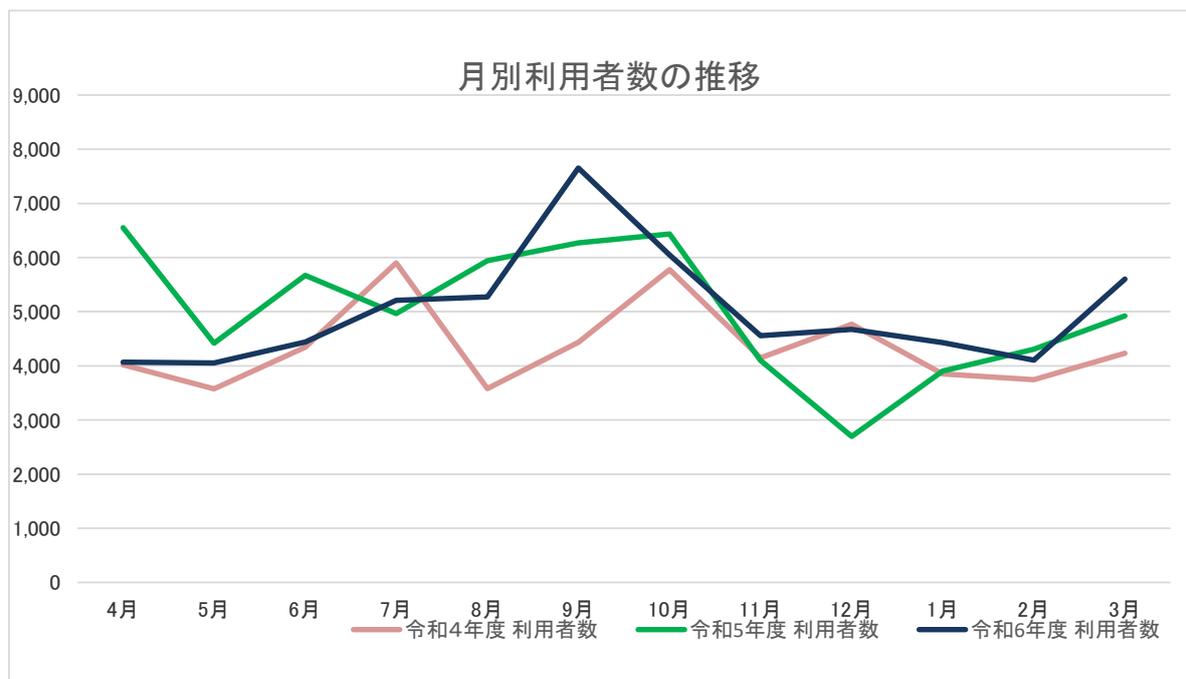
◆令和6年度利用者数と稼働率の報告

●利用者数

単位:名

	令和4年度		令和5年度		令和6年度		稼働率 (※主要8室)
	利用者数	(うち登録団体)	利用者数	(うち登録団体)	利用者数	(うち登録団体)	
4月	4,019	(3,383)	6,551	(3,727)	4,067	(3,381)	50.60%
5月	3,575	(2,954)	4,420	(3,443)	4,053	(3,390)	52.74%
6月	4,344	(3,595)	5,669	(3,603)	4,439	(3,194)	55.27%
7月	5,901	(3,511)	4,964	(3,345)	5,210	(3,587)	55.85%
8月	3,580	(2,833)	5,940	(2,876)	5,272	(3,347)	55.17%
9月	4,436	(3,657)	6,272	(4,087)	7,653	(3,354)	64.81%
10月	5,776	(4,249)	6,433	(3,947)	6,046	(3,869)	59.41%
11月	4,149	(2,896)	4,100	(2,511)	4,555	(3,520)	59.20%
12月	4,771	(3,443)	2,696	(2,124)	4,675	(3,751)	54.39%
1月	3,851	(2,905)	3,903	(3,307)	4,428	(3,659)	57.18%
2月	3,744	(3,176)	4,306	(3,289)	4,106	(3,413)	59.41%
3月	4,235	(3,722)	4,923	(3,852)	5,604	(4,308)	56.56%
計	52,381	(40,324)	60,177	(40,111)	60,108	(42,773)	—
月平均	4,365	(3,360)	5,015	(3,343)	5,009	(3,564)	56.72%

※調理講習室・宿泊室除く



●部屋別稼働率(令和6年4月～令和7年3月まで)

軽運動室	講習室	会議室	音楽室	和室	体育館①	体育館②	多目的室	料理講習室	宿泊室
52.45%	58.59%	44.94%	46.98%	44.05%	95.82%	79.43%	31.47%	12.74%	10.75%

野中生涯学習センター「多目的ホール特定天井改修工事」に伴う 多目的棟の貸出停止について

1 工事の概要

多目的棟（平成8年度築）にある多目的ホール（体育館）の天井は、『日常的に人が利用する場所で、高さ6m超、面積200平方メートル超、質量2kg/平方メートル超の吊り天井』と定義される「特定天井」となっている。これまで、定期的に法定点検を実施して安全管理に努めてきたが、地震発生時に脱落により重大な危害が生じる恐れがあるため、既存の天井を撤去して軽量天井を新設するもの。

また、併せて多目的棟全体の照明設備改修工事（LED化）を実施する。

2 多目的ホール利用状況（令和6年度）

- (1) 利用件数：1,256回
- (2) 利用者数：18,931人
- (3) 稼働率：87.6%
- (4) 利用用途：卓球、バスケットボール、バドミントン、バレーボール、体操、ダンス等

3 貸出停止

- (1) 停止期間：令和7年8月1日～令和8年2月6日
- (2) 対象貸室：多目的棟全館（多目的ホール、多目的室）

4 利用団体への周知

- ・定期利用団体に個別説明（窓口等で随時）
- ・施設内に周知ポスターを掲示（5月1日～）
- ・施設ホームページに掲載（5月1日～）

5 利用団体の動き

多目的ホールの利用団体は、貸出停止期間中は近隣の体育施設（久留米アリーナ、えーるピア久留米など）での活動を検討されている。

また、多目的室（定員30人、稼働率31.4%）の利用団体の多くは、野中生涯学習センター一本館の貸室を代替利用される予定。

久留米市野中生涯学習センターについて

1. これまでの経過

昭和 53 年、当時の勤労青少年福祉法に基づき「久留米市勤労青少年ホーム」として勤労青少年の福祉の向上を目的に開館。

開館当時は多くの勤労青少年の余暇活動や交流の場として利用されていたが、若者を取り巻く環境の変化や少子高齢化などを背景に勤労青少年による利用は年々減少し、近年は勤労青少年以外の年齢層による生涯学習活動の場としての利用が約 9 割を占めていた。

また、平成 27 年には勤労青少年福祉法が改正され、施設の設置根拠規定が廃止。

これらの利用実態や法改正を受け、平成 31 年 4 月から施設の用途を生涯学習センターに変更し、「久留米市野中生涯学習センター」として運営を開始。

2. 設置目的

【久留米市生涯学習センター条例第 1 条】

市民が生涯にわたって学習する環境を整備し、生涯学習の振興及び普及を図る

3. 施設概要

住所：久留米市野中町 1075 番地 2

施設：〔本館〕

地上 3 階建（軽運動室、料理講習室、会議室、講習室、音楽室、和室、
宿泊室）

〔多目的棟〕

地上 3 階建（多目的ホール、多目的室）

4. 事業内容

【久留米市生涯学習センター条例第 4 条】

- (1) 生涯学習のための機会及び施設の提供に関すること
- (2) 生涯学習のための情報の提供に関すること
- (3) その他生涯学習の振興及び普及を図るために必要な事項に関すること

5. 管理運営

勤労青少年ホーム時代に引き続き指定管理者制度を採用

現在の指定管理者（R7. 4. 1～R12. 3. 31）：公益財団法人 久留米文化振興会

○久留米市生涯学習センター運営委員会規則

平成13年5月11日

久留米市教育委員会規則第3号

(趣旨)

第1条 この規則は、久留米市生涯学習センター、久留米市男女平等推進センター、久留米市人権啓発センター及び久留米市消費生活センター複合施設条例(平成12年久留米市条例第35号)第26条第2項及び久留米市生涯学習センター条例(平成26年久留米市条例第47号)第24条第2項の規定に基づき、久留米市生涯学習センター運営委員会(以下「委員会」という。)に関し、必要な事項を定めるものとする。

(平27教規則2・平31教規則3・一部改正)

(所掌事務)

第2条 委員会は、久留米市生涯学習センター(久留米市生涯学習センター条例第2条第1項の表に掲げる施設をいい、以下「センター」という。)の円滑な運営を図るため、次に掲げる事項について審議するものとする。

- (1) センターの運営及び事業の企画実施に関する事項
- (2) センターの利用及び普及に関する事項
- (3) その他特に必要と認める事項

(平27教規則2・一部改正)

(定数)

第3条 委員会の委員の定数は、次のとおりとする。

委員会	定数
久留米市生涯学習センター運営委員会	20人以内
久留米市野中生涯学習センター運営委員会	15人以内
久留米市田主丸生涯学習センター運営委員会	15人以内
久留米市北野生涯学習センター運営委員会	15人以内
久留米市城島生涯学習センター運営委員会	15人以内
久留米市三潴生涯学習センター運営委員会	15人以内

(平27教規則2・全改、平31教規則3・一部改正)

(委員)

第4条 委員会の委員は、次に掲げる者のうちから久留米市教育委員会(以下「教育委員会」という。)が任命又は委嘱する。

- (1) センターの利用者
- (2) 社会教育の関係者

- (3) 学校教育の関係者
 - (4) 学識経験者
 - (5) その他教育委員会が必要と認める者
- (委員の任期)

第5条 委員会の委員の任期は2年とし、再任は妨げない。

- 2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- (委員長及び副委員長)

第6条 委員会に委員長及び副委員長各1人を置き、委員の互選によってこれを定める。

- 2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 委員会の会議は、委員長が招集し、会議の議長となる。

- 2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。

(補則)

第8条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

(平17教規則48・旧第9条繰上)

附 則

この規則は、平成13年5月12日から施行する。

附 則(平成17年3月28日教育委員会規則第48号附則第6項)抄

(施行期日)

- 1 この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則(平成27年3月10日教育委員会規則第2号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。

(久留米市城島総合文化センター運営委員会規則の廃止)

- 2 久留米市城島総合文化センター運営委員会規則(平成17年久留米市教育委員会規則第33号)は、廃止する。

附 則(平成31年1月28日教育委員会規則第3号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成31年4月1日から施行する。

(勤労青少年ホーム運営委員会規則の廃止)

- 2 勤労青少年ホーム運営委員会規則(昭和63年久留米市教育委員会規則第7号)は、廃止する。